

# 下水道グローバルセンター規約

平成 23 年 12 月 1 日 制定  
平成 24 年 1 月 27 日 一部改正  
平成 25 年 4 月 23 日 一部改正  
平成 28 年 2 月 25 日 一部改正  
平成 29 年 5 月 31 日 一部改正  
令和元年 5 月 22 日 一部改正  
令和 5 年 4 月 19 日 一部改正  
令和 7 年 1 月 28 日 一部改正

## 第 1 章 総則

### (名称)

第 1 条 この機関は、下水道グローバルセンター（以下「GCUS：Japan Global Center for Urban Sanitation」という。）という。

### (目的)

第 2 条 GCUS は、地方公共団体、下水道関連企業及び大学等の海外水ビジネス展開及び国際協力活動を支援し、推進することを通じて、世界の水環境に関する社会課題の解決に貢献するとともに、我が国の下水道の発展に寄与することを目的とする。

## 第 2 章 事業

### (事業)

第 3 条 GCUS は、次の事業を行う。

- 一 下水道分野の海外水ビジネス展開に関する情報の収集・分析・共有
  - 二 海外におけるプロジェクト形成又は我が国下水道技術の理解醸成に資する諸活動
  - 三 海外の下水道関係団体等とのネットワーキング・ニーズマッチングの機会創出
  - 四 海外からの研修員の受け入れ等の研修活動の支援
  - 五 国際会議への参加又は水展示会への出展等による我が国下水道技術の発信
  - 六 その他、前条の目的達成のために必要な事業
- 2 前項の事業に係る活動のため、必要に応じて国別、課題別グループを設けることができる。

## 第 3 章 組織

### (会員)

第 4 条 GCUS の会員は、GCUS の目的に賛同して入会した団体会員、企業会員、地方公共団体会員及び学識会員で構成する。

- 2 団体会員とは、下水道に関する業務を行う社団法人及び財団法人とする。
- 3 企業会員とは、下水道に関する業務を行う企業とする。
- 4 地方公共団体会員とは、地方公共団体とする。
- 5 学識会員とは、学識経験者とする。

(入会)

第5条 新たにGCUSに入会しようとする者は、別に定める入会申込書を事務局（第9条に定める事務局をいう。）に提出し、登録を受けなければならない。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員の資格を喪失する。

- 一 退会の届けを提出したとき
- 二 団体が消滅したとき
- 三 暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的組織に所属する場合又は暴力団員あるいはこれらと密接な関係を有する者と関係していると合理的に判断される場合

(退会)

第7条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

(運営委員会)

第8条 GCUSに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、運営委員長が運営委員を招集して開催する。
- 3 運営委員会は、毎年1回以上開催する。
- 4 運営委員長は、国土交通省水管管理・国土保全局上下水道企画課上下水道国際室長の職にある者をもって充てる。
- 5 運営委員は、事務局が会員の中から選定した候補者に対して、事務局が電子文書又はその他の方法により会員の賛否の意思表示を求め、有効回答数の過半数の同意をもって決定する。
- 6 運営委員会は、次の事項について議決する。
  - 一 GCUSの運営方針
  - 二 この規約の改定
  - 三 前各号のほか、運営上の重要事項
- 7 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 8 運営委員長は、事故その他やむを得ない理由により運営委員会に出席できない場合は、あらかじめ運営委員長の指名する者が、その職務を代理する。
- 9 運営委員会の議事は、運営委員長を除く、出席者の過半数を持って決する。
- 10 運営委員長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、電子文書又はその他の方法により運営委員の賛否の意思表明を求め、有効回答数の過半数の同意をもって運営委員会の議決に代えることができる。

(事務局)

第9条 GCUSの事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局は、地方共同法人日本下水道事業団国際戦略室に置く。

第4章 その他

(細則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が細則で定めることができる。

附則

この規約は、平成23年12月1日から施行する。

附則

この規約は、平成24年1月27日から施行する。

附則

この規約は、平成25年4月23日から施行する。

附則

この規約は、平成28年2月25日から施行する。

附則

この規約は、平成29年5月31日から施行する。

附則

この規約は、令和元年5月22日から施行する。

附則

この規約は、令和5年4月19日から施行する。

附則

この規約は、令和7年12月8日から施行する